資料1令和3年度第1回関東地方整備局事業評価監視委員会

# 令和3年度の事業評価監視委員会における審議の進め方

令和3年7月13日 国土交通省 関東地方整備局

# 1. 再評価の審議区分の選出方法

- 〇 令和3年度も、引き続き事業再評価は重点審議と一括審議の2区分で審議
- 審議事業の重点・一括の選別は以下のフローを目安

事業の進捗状況の確認

顕著な変更が認められない事業

#### 一括審議

※前回からの変更点、再評価の視点、関係自治体の意見、対応方針(原案)を審議案件一覧にて説明

#### 【一括審議の条件】

事業進捗等に<u>顕著な変更が認められない</u>事業

- (a) 事業計画に顕著な変更のない事業
- (b) 推定便益が顕著に減少していない事業
- (c) 推定事業費が顕著に増加していない事業 ※1
- (d) 事業の進捗予定に顕著な遅れがみられない事業 ※2
- (e) その他の要因 ※3
- ※1 推定事業費の変化が総事業費に対して10%未満の事業
- ※2 事業期間の遅れが各事業の感度分析(10%~20%)未満の事業
- ※3 その他の要因例
  - 顕著な変更がなくても、費用便益比が1.0未満となった事業は重点審議と判断
  - ・上記の※1の条件を満たしても、推定事業費が総事業費に対して100億円以上増加し、増加要因が構造変更や工法変更によるものは重点審議と判断

ただし、委員の意見により重点審議を要する場合には、上記条件によらない

#### 重点審議

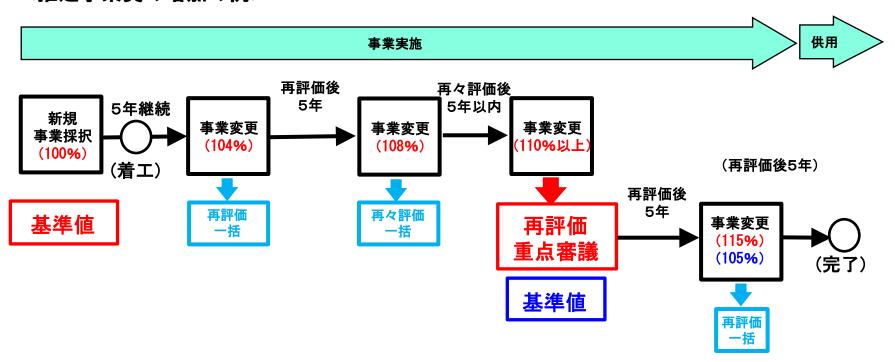
※事業概要、進捗状況、事業の評価等を説明し、 十分な審議時間を確保

1

## 1. 再評価の審議区分の選出方法

- 〇一括審議は、基準値に対して顕著な変更が認められない時に行う
- 〇基準値は、重点審議を未実施の事業は新規採択時の値とし、重点審議を実施して いる事業は重点審議の値とする

#### <推定事業費の増加の例>



# 2. 河川事業の事業評価について

## (令和2年度~)

令和2年度に引き続き、河川及びダム事業の事業再評価・事後評価についてはフォローアップ委員会で審議を行い、その結果を事業評価監視委員会の中で報告する。なお、砂防事業については従

来どおり事業評価監視委員会で審議を実施。 (仮称)河川整備計画フォローアップ委員会 (令和2年度より設置) 報 告 河川整備計画の点検 事業再評価 河川整備計画変更の必要性を確認 視 員 河川整備計画の変更の検討 が必要な場合 河川整備計画有識者会議 (河川整備計画の策定・変更検討時に開催) 河川整備計画の検討 事業再評価 報告

┃※国土交通省所管公共事業の再評価実施要領

- 第6 事業評価監視委員会
  - 6 河川整備計画の点検の手続きによる場合の取扱 河川事業、ダム事業について、河川整備計画策定後、計 画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会 等が設置されている場合は、<u>事業評価監視委員会に代えて</u> て当該委員会で審議を行う</u>ものとする。
- ※河川及びダム事業の再評価実施要領細目
  - 第6 事業評価監視委員会 実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が 行われた場合には、その結果を<u>事業評価監視委員会に報告</u> するものとする。
- ※国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領
  - 第6 事業評価監視委員会
  - 5 河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対象 とならないダム事業の取り扱い 河川事業及び「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」の対

象とならないダム事業については、河川整備計画策定後、 計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員 会等が設置されている場合は、<u>事業評価監視委員会に代え</u> て、当該委員会で審議を行うものとする。

- ※河川及びダム事業の完了後の事後評価実施要領細目
  - 第6 事業評価監視委員会

実施要領第6の5の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を<u>事業評価監視委員会に報告</u>するものとする。

河川整備計画の点検

- 1.点検は、事業再評価の実施時期等を勘案して実施
- 2.必要に応じて河川に関し学識経験を有する者の意見を聴く
- 3.手続きは、変更の内容に応じて、策定時に比べて迅速化、簡素化を図など適切に行う
- ・流域の社会情勢の変化・地域の意向・事業の進捗状況
- ・事業の進捗の見通し・河川整備に関する新たな視点

※「河川整備計画の点検及び変更についてIH25.2.25付より 3

(再評価)

# 一括審議資料 イメージ

 資
 料
 〇

 令和3年度第〇回

 財東地方整備局

 事業評価監視委員会

# 一括審議案件資料

- 1. 一般国道〇〇号〇〇バイパス
- 2. 〇〇川総合水系環境整備事業
- 3. 〇〇港〇〇地区国際海上コンテナターミナル整備事業

令和3年〇月〇日 国土交通省 関東地方整備局

#### 令和3(2021)年度 第1回 事業評価監視委員会一括審議案件一覧

事		事業名	再評価 理由 ※1	事業採択	前回評価		完成予 定年度 ※2	B/C	前回評価からの主な変更点及 び理由	再評価の視点	関係自治体の意見	前回評価時の付帯意見及び対応	対応 方針 (原案)
道路	各 1	一般国道○○号 ○○パイパス	•	нО	H28	0	ОН	1.3	1,40,		(○○県知事からの意見) ・本事業は、国道○○号と環状○号線を立体交差 化するもので、混雑していた○○駅周辺の交通渋滞 の緩和に大きぐ寄与している。 ・また、沿道環境の改善や駅周辺のまちづくりとの 連携による利便性向上の観点から、事業の必要性 は高い。 ・このため、必要な予算を確保し、早期完成に向け、 事業を推進されたい。特に、残る電線共同溝整備や 側道・歩道整備、線形改良工事を実施し、早期の効 果発現を図ること。 ・さらに、事業実施にあたっては、より一層のコスト 縮減を図るなど、効率的な事業推進に努めること。	【付帯意見】 ①引き続き周辺交通へ与える影響に対する対策に十分努めること ②工事進捗について地元住民への丁寧な周知に努めること 【付帯意見への対応】 ①事業用地内に工事用道路を設置する事で沿線における工事用車両の通行を制限し、工事を実施した。 ②工事実施にあたっては、工事内容周知チラシの配布、掲示板による工事進捗状況を周知した。	継続
河川	2	2 〇〇川総合水系環境整備事業	4	нО	H28	0	нО	3.9 ※3	事表に変更はない	当該事業は、誰もが安全かつ容易にふれあうことのできる水辺空間を確保する観点から、事業の必要性が高く、引き続き事業を継続することが妥当と考えます。	(〇〇県知事からの意見) 〇〇川の環境整備にあたっては、隣接する〇〇川 との連続性や一体性を考慮して頂くとともに、関係 機関との十分な調整等を踏まえた上での事業推進 をお願いしたい。	なし	継続
港滩	弯 3	○○港○○地区国際海上コンテナターミナル 整備事業	4	нО	H28	0	нО	3.3	事業に変更はない	当該事業は、コンテナ船の 大型化や取扱貨物量の増大 等に対応し、物流の効率化を 図る観点から、事業の必要 性・重要性は高く、引き続き事 業を継続し効果発現を図るこ とが妥当と考えます。	本事業は、東日本最大の〇〇輸出拠点であり、我が国の産業や経済を支える重要な役割を担っています。 〇〇の効率的な海上輸送を実現し、〇〇港の国際競争力強化を図るためにも、本事業の継続は不可欠です。 つきましては、早期完成に向けて強力に事業を推進して頂きますようお願いします。	なし	継続

#### ※1 再評価理由

※2 費用便益比算定上設定した完成予定年度等。

- ①: 事業採択後3年間が経過した時点で未着工の事業
- ②: 事業採択後5年間が経過した時点で継続中の事業
- ③:準備・計画段階で3年間が経過している事業
- ※3 前回評価時において実施した費用便益分析の要因に変化が見られないこと等から、前回評価の費用便益分析の結果を用いている。計算条件に用いた事業期間は、前回評価時の結果 を用いているため、完成予定年度と異なる場合がある。
- ④: 再評価実施後5年間が経過している事業
- ⑤: 社会情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

# (1)一般国道〇号〇〇バイパス

#### 一括審議資料 イメージ

#### 1. 目 的

- ・交通渋滞の緩和
- ・〇〇道関連交通への対応
- ・地域産業の活性化

#### 2. 事業概要

区 間:自)O

間:自)〇〇県〇〇市〇〇至)〇〇県〇〇市〇〇

計画延長•幅員:21.5km•38.5m

車 \_ 線 \_ 数:4~6車線

計画交通量:41,800~62,100台/日

事 業 化:平成〇〇年度

全 体 事 業 費: ※1 (前回)<del>約00億円</del> (今回)約00億円

#### 3.事業の進捗状況等

- ・ 当該事業の用地取得率は100%
- ・令和〇年〇月に全線4車線開通済み。
- ・現地条件の変更に伴う増加
- ※社会情勢等に大きな変化は見られない。

#### 4.事業の効果等

- 国道〇号現道の交通量が約1割減少。
- 並行県道の大型車交通量が約半減
- ・沿線に多くの工業団地整備等開発需要を喚起
- 渋滞緩和、時間短縮等、物流効率化に貢献

#### 5. 事業の投資効率性

#### 【事業全体】

※2 (前回) (今回)

【残事業】 (今回)

総便益B:<del>〇〇億円</del>約〇〇億円

B:約〇〇億円

総費用C: 〇〇億円約〇〇億円

C:約〇〇億円

 $B/C = \frac{3.5}{10.0}$ 

B/C = O.O

•事業継続とする。

7. 対応方針(原案)

・本事業は、交通渋滞の緩和、圏央道関連交通への対応、 地域開発の活性化等の観点から、事業の必要性・重要 性は高く、早期の効果発現を図ることが適切である。

6. 概要図 平面図 OO県 ) 八千代町 平成〇年〇月〇日 全線4車線開通 国道 加須市 各事業の感度分析範囲内の増額 4 車線開通後 埼玉県 〇〇県 至 〇〇市 撮影: R2 〇月(一)

基準値を以下のとおり欄外に記入する。

※1全体事業費 約〇〇億円、※2総便益B:〇〇億円、総費用C:〇〇億円、B/C=〇.〇

5.5 5.0

【橋梁区間】